

○ 良好な自転車交通秩序の実現に向けた街頭活動等の推進について（通達）

〔平成30年1月9日付け交企乙達第11号等〕
石川県警察本部長から関係所属長宛て

自転車利用者に対するルール遵守を図るための街頭活動等については、各警察署において指定した「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心とした街頭活動等を推進しているところ、平成29年中の県内の自転車関連事故件数は395件で、10年前の半数以下となるなど、一定の成果が表れているものである。

しかしながら、自転車乗用中死傷者のうち法令違反が認められる者の割合は、7割を超えており、いまだ自転車の交通秩序が改善されているとは言い難い状況である。

また、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的に平成29年5月に施行された自転車活用推進法（平成28年法律第113号）には、重点的に実施すべき施策として「自転車の利用者に対する交通安全教育及び啓発」が規定され、全ての自転車利用者への交通安全教育等の更なる充実が求められている。

このような状況を踏まえ、自転車の正しい通行ルールを周知し、その理解を深めるための街頭活動等について、下記のとおり推進するので、各警察署にあつては地域の実情を踏まえながら効果的な活動に努められたい。

記

1 自転車指導啓発重点地区・路線の指定

歩道上において自転車と歩行者のふくそう等から重大事故発生が懸念される地区・路線及び自転車に関係する事故の多発地区・路線を以下により「自転車指導啓発重点地区・路線」（以下「重点地区等」という。）として指定すること。

（平成29年12月末における重点地区・路線の指定状況は別添のとおり）

(1) 重点地区等の指定に当たっては、自転車の通行に関する住民の苦情・要望の状況、自転車と歩行者の事故及び自転車に関係する事故の発生状況、自転車の通行環境の整備状況及び自治体等の自主的な活動状況等を踏まえ、以下に示した例を参考に地域の実情に応じて指定すること。

- 自転車通学・通勤者等が集中する駅周辺
- 悪質・危険な自転車の運転が問題となっている通学路等
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に規定する生活関連経路等で高齢者や障害者の歩行中の安全を確保する必要性が特に高い地区・路線
- 上記以外で、自転車本来の走行性能の発揮を求める自転車利用者の歩道

通行が多い地区・路線

- (2) 指定は各警察署ごとに行い、該当地区・路線が複数ある場合は必要に応じて複数指定すること。

2 重点地区等において推進する活動

(1) 指導啓発活動の推進

- ア 自転車の通行実態を踏まえ、計画的に指導啓発活動を推進すること。
- イ 地域交通安全活動推進委員、街頭交通推進隊等のボランティア、自治体、関係機関・団体、地域住民等と警察が協働して活動する場合はもとより、自治体等が自主的に実施する自転車利用者に対する指導啓発活動についても、努めて重点地区等で実施するよう要望すること。
- ウ 歩行者に対しては、歩道に白線と自転車の標示がある場合は、それによって自転車が通行する部分として指定された部分をできるだけ避けて通るよう指導するとともに、自動車、原動機付自転車の運転者に対しては、自転車の特性を踏まえた安全な運転について指導するなど、自転車と自転車以外の交通主体の適切な共存のための指導啓発に努めること。
- エ 毎月1日・15日の交通安全日には、通勤・通学時間帯に絞った駐留監視を実施し、指導啓発の効果を高めること。

(2) 自転車の交通違反に対する指導取締りの強化

自転車による交通違反に対しては、積極的に指導警告を行うとともに、警告に従わず違反行為を継続したり、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたりする違反のほか、違反態様それ自体が危険を生じさせるおそれの高い違反に対しては、交通切符等を活用した検挙措置を講じること。

3 重点地区等における効果の検証

自転車利用者のルール・マナーの遵守状況、指導取締りの効果を定期的に検証すること。

4 重点地区等の見直し

重点地区等の指定について、道路環境の変化、自転車の通行実態、地域住民の苦情・要望、自転車に関係する事故の発生状況等、地域の実情の変化に即し、適宜、必要な見直しを行うこと。

その際は、別記様式「自転車指導啓発重点地区・路線見直し結果報告書」により交通企画課（企画係）へ報告すること。

5 留意事項

- (1) 重点地区等における指導啓発活動のほか、交通安全教育・イベント、高齢者

宅訪問活動等あらゆる機会を活用して、「自転車安全利用五則」等を活用し、
ルールの周知を徹底するとともに、特定の年齢層に偏らない連続的かつ体系的
な交通安全教育を推進すること。

- (2) 平成25年12月1日から、道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第
43号）のうち、自転車の検査等に関する規定の整備及び路側帯の通行に関する
規定の整備に関するものが施行されたことから、交通安全教育等を通じ、これ
らの周知を図るとともに、制動装置不良自転車運転の取締りに当たっては、自
転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等を積極的に活用すること。

また、自転車運転者講習制度を適切に運用し、自転車利用者のルールに対す
る遵守意識の醸成を図ること。

- (3) 自転車は「車両」であるということを自転車利用者のみならず、自動車等の
運転者をはじめ交通社会を構成する全ての者に徹底させるとともに、自転車本
来の走行性能の発揮を求める自転車利用者に対しては、歩道以外の場所を通行
するよう促すこと。

また、歩道を通行する場合の歩行者の優先というルールの遵守を徹底させる
こと。

- (4) 自転車利用者がルールを守らなかった場合の罰則や事故発生リスク、加害者
となった場合の責任の重大性、損害賠償責任保険等への加入の必要性について
も理解させるため、具体的な事故・損害賠償事例を示すなど、効果的な活動と
なるよう工夫すること。

- (5) 自転車事故の実態やヘルメットの被害軽減効果について広報啓発活動を推進
し、保護者に対し、幼児・児童が自転車に乗車する際のヘルメットの着用の徹
底を図るとともに高齢者や中学生、高校生等の自転車利用者に対しても、ヘル
メットの着用を促進すること。

また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗車させる際は、ヘル
メットの着用とともにシートベルトの着用を促進すること。

- (6) 街頭活動等を通じて把握した放置自転車について、関係機関と連携するなど
して、適切な対策を講じること。

(別記様式省略)

自転車指導啓発重点地区・路線指定一覧

平成29年12月末現在

No.	警察署	地区・路線	地区又は路線の名称	路線区間	延長距離(m) <概数>	選定理由
1	金沢中	路線	金沢市道	金沢中警察署前～ 鱒町交差点 (金沢市)	500	高校生の自転車通学生が多い。
2	金沢中	路線	金沢市道	中央小学校南交差点～ 香林坊交差点 (金沢市)	600	高校生の自転車通学生が多い。
3	金沢中	路線	金沢市道	西泉交差点～泉交差点 (金沢市)	1,000	高校生の自転車通学生が多い。
4	金沢中	路線	県道芝原石引町線	小立野4丁目交差点～ 北鉄金商高校前バス停 (金沢市)	600	高校生の自転車通学生が多い。
5	金沢中	地区	有松・久安地区	有松・久安地区 (金沢市)	601	高校生、大学生の自転車通学生が多い。
6	金沢東	路線	東金沢駅停車場線	JR東金沢駅～小坂町交差点 (金沢市)	670	自転車専用通行帯の整備区間。
7	金沢東	地区	玉川・芳斉地区	—	0	高校生の自転車通学生が集中。
8	金沢西	路線	主要地方道 金沢港線	中央市場前交差点～ 西警察署前交差点 (金沢市)	3,800	路線は自転車通勤者や沿線に金沢市立工業高校があり、自転車通学生が多い。 さらに、信号交差点や事業所等への出入り車両が多く、交通事故が危惧される。
9	金沢西	路線	主要地方道 金沢・田鶴浜線	駅西本町1丁目交差点～ 県庁北口交差点 (金沢市)	2,000	JR金沢駅から石川県庁等の駅西地区への自転車通勤者及び金沢西高校への自転車通学生及び歩行者が多く、交通事故が危惧される。
10	金沢西	路線	市道(2級幹線359号西部 中央通り線)	県庁北口交差点～ 県立金沢西高校前 (金沢市)	700	駅西地区への自転車通勤者や金沢西高校への自転車通学生や歩行者が多く、交通事故が危惧される。
11	大聖寺	路線	県道 大聖寺停車場線	大聖寺駅前～ 大聖寺南町交差点 (加賀市)	240	自転車利用者が集中する。
12	大聖寺	路線	加賀市道A3号線	大聖寺駅前交差点～ 大聖寺東町交差点 (加賀市)	760	高校生の自転車通学生が多い。 車道に自転車走行指導帯を標示、啓発箇所。
13	大聖寺	路線	国道305号	大聖寺菅生交差点～ 大聖寺南町交差点 (加賀市)	800	高校生の自転車通学生が多い。
14	大聖寺	路線	主要地方道 小松山中線	山代東口交差点～ 山代中学校 (加賀市)	1,200	歩道、路側帯が狭い上、山代中学校等の通学自転車が多い。
15	小松	地区	小松駅周辺	—	0	自転車通勤等が集中する。
16	小松	路線	国道305号	長田南交差点～ 矢沢交差点 (小松市)	9,500	通学路・歩道通行が多い。

17	小松	路線	国道360号	城南西交差点～ 軽海西交差点 (小松市)	6,500	通学路・歩道通行が多い。
18	小松	路線	小松市道	沖町交差点～ 市立高前交差点 (小松市)	3,500	通学路・指導要望が多い。
19	寺井	路線	県道根上寺井線、 市道	五間堂交差点～ 緑町交差点 (能美市)	700	大型スーパーやパチンコ店等があり、 近くには高校もあって歩行者や自転車の 通行が多い。
20	寺井	路線	県道寺井停車場線、 県道根上寺井線	寺井駅前～ 大成東交差点 (能美市)	650	寺井駅や大型スーパー等があり、歩行 者や自転車の通行が多い。
21	白山	路線	野々市市道 堀内上林線	堀内北交差点～ 下林西交差点 (野々市市)	1,200	市民体育館や高校があり、歩行者、自 転車及び自動車の通行量も多い。 歩道通行する自転車と歩行者の交通 事故が懸念される。
22	白山	路線	主要地方道 松任・宇ノ気線	徳丸南交差点～ 三浦南交差点 (白山市)	1,400	高校があり歩行者及び自転車の通行 が多いが、国道8号に向かう自動車 で朝夕渋滞することから、歩道通行 する自転車と歩行者の交通事故が懸 念される。
23	白山	地区	白山市月橋町	—	0	中学と高校があり、また駅にも近いこ とから通学・通勤のための自転車利 用者が多い。
24	津幡	路線	県道中尾津幡線、 県道川尻津幡線	浅田交差点～ 井上の荘交差点 (津幡町)	2,300	津幡高校、中学校の自転車通学生が 多数往来し、事故発生の危険性、住 民からの自転車交通マナー改善の意 見等が寄せられている。
25	津幡	路線	主要地方道高松津幡線、 県道宇ノ気停車場線、 かほく市道	かほく市宇野気236-8谷内方 ～狩鹿野交差点 (かほく市)	2,600	宇ノ気小学校、中学校、JR宇野気駅 利用者等が多数往来し、事故発生の 危険性、住民からの自転車に対する 交通マナー改善の意見がある。
26	津幡	路線	内灘町道	北鉄内灘駅～ 内灘海水浴場口交差点 (内灘町)	1,200	内灘高校の自転車通学生徒、北鉄浅 野川線内灘駅からの乗降者が多数往 来し、事故発生が懸念され、住民か らの自転車に対する交通マナー改善 の意見が寄せられている。
27	羽咋	路線	国道415号	柳橋交差点～ 石野町東交差点 (羽咋市)	1,600	羽咋高校から商店街に通じる道路で あり、高校生の自転車通学生が多く、 歩道幅員も十分でないことから、交 通事故の発生が懸念される。
28	羽咋	路線	国道159号	柳田新保交差点～ 羽咋大橋北詰交差点 (羽咋市)	1,100	羽咋工業高校前の国道であり、自転 車及び自動車等の通行量が多く、さ らに、道路幅員も十分でないことか ら交通事故の発生が懸念される。
29	七尾	路線	国道249号	小丸山公園下交差点～ 袖ヶ江交差点 (七尾市)	750	JR七尾駅、高校、大型ショッピングセ ンターがあり、学生や高齢者等、多 くの住民が多数利用する。

30	七尾	路線	県道城山線	藤野北交差点～ 城山交差点 (七尾市)	1,200	藤野北交差点から城山方向へ向かう 県道城山線が、開通し、自転車を利用 する小中学校・高校の通学路や交通 の流れなどが代わったため。
31	輪島	路線	輪島市道	門前町清水3-11-1～ 門前町勝田わ部1 (輪島市)	1,300	門前中学校通学路(自転車通学生約 40名)である。
32	輪島	路線	主要地方道 七尾輪島線	輪島市山岸町～ 輪島市河井町 (輪島市)	1,600	歩道幅が狭く、重大事故の発生が懸 念される。
33	輪島	路線	国道249号	輪島市平成町～ 輪島市河井町 (輪島市)	1,800	歩道幅が狭く、重大事故の発生が懸 念される。
34	珠洲	地区	能登町宇出津	—	0	小・中・高校、病院等があり、歩行者等 の交通量が管内一多い。
35	珠洲	路線	珠洲道路 (市道56号線)	栄町北交差点～ 緑丘中学校前交差点 (珠洲市)	700	高校、中学校の通学路であり、付近に 病院もあることから、高齢者自転車、 高齢歩行者の通行も多い上、基幹道 路のため大型車両などの通行も多い。